

## 第1条 目的

山田町観光協会 HP バナー広告ガイドライン(以下、ガイドライン)は、自主財源の確保と地域活性化を図るため、山田町観光協会ホームページに有料バナー広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第2条 広告掲載の対象

山田町観光協会が作成・管理するホームページ

## 第3条 広告の掲載基準

掲載する広告は、山田町または岩手県内で観光関連事業（観光施設、物産販売、宿泊業、運輸業）を営む者およびその関連業者、または団体が当協会が適当と認める者からの申込によるものであり、その内容が次のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 公共性を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治又は宗教に関するもの
- (3) 個人・団体等の意見広告を内容とするもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業に関するもの
- (6) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業に関するもの
- (7) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (8) その他、観光協会が広告掲載として適当でないと認めるもの。

## 第4条 広告の掲載料・提出

広告原稿及び広告の作成、取り付け及び掲載に要する経費は、原則として申込者(以下、広告主)の負担とする。

広告の掲載料は、請求書発行後1カ月以内に一括して納入しなければならない。

## 第5条 広告の募集及び決定

- (1) 広告の募集は、ホームページ上にて行うものとする。
- (2) 次年度の広告掲載申込みは、既存広告主に優先権を与え、残り枠について一定期間募集、申込が当該広告枠数を超えた場合は、抽選により決定する。また、上記募集期間を経て広告枠に空きがある場合は、引き続き募集し、申し込み順にて随時決定する。

## 第6条 広告主の責務

広告主の責務として、次の事項を募集に際し明記するものとする。

- (1) 広告の内容に関し生じた責任は広告主が負う。
- (2) 広告主は、広告の掲載について、関係法令を遵守しなければならない。

## 第7条 広告掲載料の還付

既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主がその責めに帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、広告掲載料の一部又は全部を還付することができる。

## 第8条 業務委託

広告の募集、広告の作成等に関し、必要な場合は業務委託することができる。

## 第9条 その他

このガイドラインに定めのない事項のほか、広告掲載の実施に関し必要な事項は、観光協会において定めるものとする。

## 第10条 施行日

このガイドラインは平成29年4月1日から実施する。